

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ています。企画課長が午後1時まで家族看護のため、監査委員事務局長が公務のため欠席です。

本日の日程をご確認ください。地域振興部の報告事項が1件、政策経営部の報告事項が10件、選挙管理委員会事務局の報告事項が1件です。

日程1、報告事項から入りますが、最初に、選挙管理委員会事務局の案件から報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、選挙管理委員会事務局（1）公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要について、理事者からの説明を求めます。

○河合選挙管理委員会事務局長 それでは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要につきまして、選挙管理委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

初めに、1の政令の趣旨でございますが、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関しまして、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

2の改正概要でございますが、公職選挙法施行令に規定する公営単価につきましては、3年に一度、参議院通常選挙の年にその基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動を踏まえまして、公営に要する経費に関わる限度額の引上げを行ったものでございます。

施行日は令和7年6月4日でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令に準じまして、千代田区議会議員及び区長の選挙に関わる改正内容につきましては、4に記載のとおり、選挙におけるビラ作成及びポスター作成の公費負担限度額が引き上げられることとなります。千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、準備を進めているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。説明いただきました。

こちらの案件は、第1回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないよう、ご協力をお願いいたします。

資料要求等ありましたら何か、あと、また確認したいことがありましたらお願いします。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、（1）公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要についての質疑を終了し、選挙管理委員会事務局の報告を終わり、続けて、地域振興部の報告に入ります。

地域振興部（1）祭礼文化の継承支援に向けた取組について、理事者からの説明を求め

ます。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、祭礼文化の継承支援に向けた取組について、地域振興部資料1に基づき、説明をいたします。

今年度実施している調査研究の進捗状況と、次年度に向けて、本区としての取組の方向性につきまして、予算審議に先立ち、現時点での概要について報告をいたします。

それでは、資料をご覧ください。

項番1、調査研究の進捗状況でございます。本区の祭礼文化について、学問的見地からひもといてきました結果、現時点で主に以下3点について確認をしております。

まず文献・史料調査及び町会アンケート・ヒアリング、祭礼道具調査を通じまして、祭礼文化の継承が地域コミュニティの持続性向上に重要な役割を果たしてきたことを確認しております。次に、祭礼は地域コミュニティの活性化に加え、地域の文化・誇りの醸成に寄与することも確認できたことから、祭礼の安定的な継承を支援する必要性を見いだしておるところでございます。また、町会のみならず、幅広い区民が祭礼文化の継承に対して共感できる取組の必要性というものも確認しておるところでございます。

中間報告では、主にコミュニティの活性化に着目した取組の必要性についてまとめておりますが、今後の論点としては、祭礼が町会のみならず、多様な区民、来街者などとの橋渡しの役割を果たしているということにも着目する必要があると考えております。祭礼文化の効果として、コミュニティ、文化・経済、この二つの概念が両輪として発展することが望ましいと考えており、最終報告では、こうした論点もお示ししたいと考えております。

その最終報告でございますが、最終報告会として、令和8年3月24日火曜日18時から、千代田区役所1階区民ホールにおきまして開催を予定しております。後日、議員各位に案内文をポスト投函させていただく予定です。

次に、項番2、本区の取組の方向性でございます。

コミュニティ活性化に関する取組としましては、例えば、運営人材の獲得・育成や祭礼に係る知恵やノウハウの継承支援、子どもが本区の祭礼文化に親しむことのできる施策の検討、交流の観点から新たに地域に加わった方への祭礼文化の魅力発信といったものを想定しております。

次に、文化・経済に関する取組としましては、例えば、町会が管理する祭礼道具の維持・保全に係る補助金制度の創設、祭礼の運営、祭礼文化の保存・維持に関わる組織の課題分析と支援の方向性の検討、また、観光の観点から、来街者も楽しめる祭礼文化の魅力発信などを想定しております。

次に、項番3、法的・制度的課題への検討状況です。ただいま申し上げた取組のうち、祭礼道具への補助制度につきまして申し上げますと、制度を創設する場合は、祭礼が持つ宗教的要素に十分留意するとともに、制度の趣旨に沿う運用となるよう設計する必要があります。

資料、次のページとなりますが、その中で法的課題への対応としまして、判例研究、他自治体調査、区政モニターアンケートと、三つのアプローチにより整理をしております。

まず、判例研究ですが、祭礼行事への公的関与が許容されるか否かは、その行為の目的が世俗・文化的か、宗教的か、その行為が——失礼しました、その効果が特定宗教の振興につながる度合いが大きいかどうかというものが判断基準となります。いわゆる目的効果

基準と呼ばれるものでございます。この基準に照らしたとき、本区で検討している補助金は、宗教団体への支援というものではなく、地域コミュニティ活性化などを目的として実施するものと考えております。

次に、他自治体の事例ですが、町会に対して、祭礼道具の修繕等に補助金を支出している自治体が全国に複数ございます。例えば、文京区、上尾市、岡山市、こういったところが一例として挙げられます。いずれの自治体も、文化財保護ですとか、地域コミュニティ活性化などを目的としております。

最後に、区政モニターアンケートです。町会非加入者も含めた区民全体の目線で、行政が祭礼文化継承に公費を使用することの妥当性について意見聴取を行いました。その結果、回答者のうち85%の方から肯定的な意見が寄せられる結果となっております。

以上から、補助制度の創設に関して、法的観点からは一定の正当性が得られていると考えております。

次に、制度的課題への対応でございます。補助金の意義を明確にするとともに、補助金が宗教的行事に充当されることのないよう、慎重に制度設計を行う必要がございます。

まず、調査研究により、山車、神輿、半纏、手ぬぐいなど、こういった祭礼道具は祭礼文化の資本の一部であり、その継承が地域コミュニティの維持・活性化に重要な役割を果たしてきたことが調査研究によって判明しております。これら、祭礼道具が持つ文化的、コミュニティ的価値を保全するため、祭礼道具の修繕や調達費用に限って補助金を支出するということを検討しておるところでございます。補助金の申請手続きに当たっては、見積書、領収書などの証拠書類に基づき、何を行うために幾ら支出したのかが明確になるよう、ガイドラインを策定いたします。これにより、対象経費以外に補助金が充当されない仕組みを構築いたします。

最後、項番4、今後の取組でございます。効果的な支援策を立案するため、区として、町会が祭礼を運営する際の実務について、町会へヒアリングなどさせていただきたいと考えております。また、将来的な担い手の確保の観点から、子どもへの裾野拡大も含めた祭礼文化の魅力発信施策について検討してまいります。そして、祭礼文化の継承支援策を中長期的に検討する観点から、現在実施している調査研究を引き続き継続してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

委員の方から質疑を受けます。

○米田委員 こういうのが出てきて、うちも、町会としても期待する部分も多々あります。うちの町会も、はやお副委員長がいつも言われていますけど、非常に明確的に資金は分けていますんで、健全にやっていますんで、大丈夫かと思っております。

最初に聞きたいんですけど、さっき課長からもおっしゃっていましたが、宗教団体への支援ではなく、コミュニティの活性化や文化継承を目的とするものと報告が今ございました。とはいえ、憲法上の政教分離原則に接触しないため、抵触しないため、補助制度の目的を今後どのように明確にしていくのか、お聞かせいただけますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 補助制度の創出に当たりましては、米田委員おっしゃるとおりで、政教分離への対応、配慮というものは非常に重要と考えております。補助制

度の目的をどのように明確化していくかというところですが、過去の判例も十分精査した中で、祭礼が持つ要素のうち、宗教的要素というものは、そこは公金を充てられないというのは明確でございます。あくまでも地域コミュニティの活性化また文化的価値の保全という、こういった観点で、その補助金の効果として、必ず公益性というものが説明できる、そういった考え方で策定してまいりたいと考えております。

○米田委員 今のご説明だと、例えば、神社に奉納金を納めるとか、こういったところにはもう必ずそれはないという前提でよろしいでしょうか。それを確認させてください。

○清水コミュニティ政策担当課長 補助金の趣旨から鑑みまして、神社に対するそういった奉納金ですね、いわゆる玉串料というものも政教分離に違反ということで判例が出ております。神社に対する資金の提供というものは、一切対象にはしないという発想でございます。

○米田委員 そこは確認させていただきました。

うちの町会は、昨年、半纏を買ったんで、先にやっておいてくれたらよかったなと今思っているんですけど。

あと、参考になっている文京区とか上尾市ございました。同様の取組が行われていると調査結果が示されています。先行事例を踏まえて、千代田区として、特に参考にしている点、さっきもちょっと述べたかなとは思いますが、それもお聞かせいただけますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 文京区であったり、例えば上尾市であったり、こういったところは、我々も確認をしてヒアリングなども行っているところでございます。こういった自治体も、目的効果というところを整理する中では、やはり地域コミュニティの活性化というところをもう前面に出して、そういう制度設計をしているというところがございます。まず、こういう目的の明確化というところは、私どもも他自治体が打ち出しているものをしっかりと参考にまいりたいと思っております。

また、本区において、このようなことをやる場合に、他自治体の見据えているターゲットというのはしっかりと勉強しつつ、本区における祭礼文化に対する支援というものが様々な主体との橋渡しにもなっているという観点も踏まえつつ、文化的な価値もあるということで、広く公益性があるものを説明できるようにまいりたいと考えております。

○米田委員 そういうことかなと思うんですけど、上尾市とか文京区と千代田区は違います。祭礼文化の質も違うんで、本区に合わせた制度設計をしていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいま頂きました指摘をしっかりと受け止めさせていただきます。地域性が確かに異なっております。本区における祭礼というのは、いわゆる都市型の祭礼というもので、都市における祭礼というのは幾つか研究者もいらっちゃって、論文なども出ておるところです。それを担う地域コミュニティ、地域町会を元気にしていくという面はもちろんありますが、都市型祭礼というのは、地域の例えば町会に関わらない人たちもこの祭礼のときには出てきて、そういった方々との接点が生まれてくる、橋渡しの状況が生まれてくるというところ、これは分かっておりますので、千代田区における祭礼の独自の効果というものをしっかりと研究しながら、施策を打ってまいりたいと思っております。

○米田委員 ぜひともお願いします。

あと、ガイドラインの策定と証拠書類、これ、ございました。見積り、領収書、ガイドライン策定を検討されていると、これはもう重要なことだと思います。適正性を担保するために、どんな審査基準とかチェック体制を考えているのか、これをお聞かせいただけますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 チェック、審査体制についてですが、これまでも、区で様々な担当が様々な団体に対して補助金というものは事例としてございます。基本的には、その補助金の支給の例に倣いながら、厳重にチェックをしまっているということですが、例えば、事前にこういったことをされたいのかというのをヒアリングして、そして、見積書などを提示していただく。やる内容と大まかな金額の規模感というものを把握した上で、それでご申請を頂いて、支出を決定するという手順をまず前段でかませるかなというふうに考えております。その後、実際に予告されたとおりの動きが、そのとおりのお金の使い方がされているのかどうかというところは、これは、領収書など、証拠書類をもって確認をして、それをもって支出の手続に入るということで、入り口、中間、出口というところはしっかりと審査してまいりたいと思います。

○米田委員 そのチェックは非常に重要なことと私も思っております。ただし、チェック体制が厳しいと、町会の方々、これで分かりにくいとか、もうそれによってやめようとか、そういう方もいらっしゃるんで、分かりやすく、まあ、チェックはしっかりしてもらいましょうよ、もちろん。審査もしっかりしてもらいんですけど、分かりやすく担当者、町会の方に説明していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 補助金を有効にお使いいただくためには、分かりやすさ、申請の手順の明確化というのは大変重要だと思っております。一方で、あまり分かりにくい、緩いという形になってしまうと、補助金制度の全体が損なわれるおそれもございますので、しっかりと説明責任が果たせる、対外的に説明できる仕組みとしつつも、分かりやすく丁寧に寄り添った事務手順というものは考えてまいりたいと思います。

○米田委員 ぜひ、伴走型でお願いしたいなと思います。

最後にしますけど、祭礼文化を次につなげるために、子どもや転入者が参加しやすい仕組みづくりが最も重要なコンセプトかと思っております。もちろん祭りの文化を守りながらですけど。今後このような方々のために、どのように普及していくか、新しく取り入れやすくしていくか、これを併せてやっていくのが重要と思うんです。この取組について、何か考えがありましたらお聞かせください。

○清水コミュニティ政策担当課長 子どもを中心とした裾野の拡大、今後の普及啓発というところは、今、課題として捉えておるところです。まだ具体的にこんなことをといるところは確定したものではありませんが、ぜひ、次年度、区も中心となって、千代田区の地域コミュニティをつないできた、そういった価値のある祭礼というものがどういうものかというものをお伝えできる、発信できる場というものが創造できればというふうに考えております。

○米田委員 ありがとうございます。

各町会、祭礼のやり方が違いますので、その町会に合わせて、寄り添って伴走型でやることによって、地域の新しい方々が参加できるように、こういうふうにしていただきたいと思うんですけど、最後、お聞かせください。

○清水コミュニティ政策担当課長 町会は様々運営の在り方、ポリシーというものがございいます。十分にその点については認識をいたします。その中で、新たに地域に加わってこられた新たに住民になられた方々がより入りやすくという、そういったご指摘もあるかなというふうに思いますので、まずは町会そのものを広く知っていただく、今回、祭礼という切り口で今お話し申し上げていますが、しっかりとその活動が新しく住民になられた方々にも見えて楽しいと思っただけのような、そういった取組というものを考えてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 この祭礼文化に対する補助ということで、大変重要なことだと思っております。この2ページ目の祭礼道具に対する補助金の支給を検討していただいているということで、こちら、うちの町会でも最近見積りを、修繕の見積りを取って、かなり高額になっているので、大変ありがたい制度だと思っておりますが、一方で、やはり修繕の費用、調達費用もかなり高額になってくるんですけれども、こちらは10割とかを検討されているのか、また、上限などを設けることを検討されているのか、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 補助金制度のちょっと細部に関わるのところ、また予算の中でお示しをしていくところかというふうには考えておりますので、ただ、今日のところ、すみません、まだ明確に積み上げたものというはお出しできないんですけれども、ただ、補助金の考え方としまして、どうでしょう、補助金のガイドラインなども区として出していく中で、こういった性質の補助であれば何分の何というような指針、基準もございいますので、そういったところも併せて見ながら、制度設計というものは考えていきたいと考えております。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何か質疑ございますか。

○のざわ委員 私も、この取組は、コミュニティ活性化で、安心・安全、防犯・防災の一つの母体としてとっても大切だと思いますので、二つご質問させていただきます。一つが、これ、過去の日枝神社ですとか神田明神の歴史の絵を見ると、イメージ、祇園祭みたいな山鉾みたいなすごいお祭りをやっていたような時代もあるように見えるんですが、基本的に、例えば、まちがそういう方向にご希望ですと、そういう大きな、今のイメージですと、おみこしというイメージですけど、そういうものに対する補助金というのも将来考えていらっしゃるのかどうかというのはいかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまのご質問、まずは、千代田区の祭礼の変遷というところかと受け止めております。確かに、江戸時代の後期から、千代田区の祭りといえば、いわゆる、今はみこしですけども、山車が巡行して、それが江戸城に入って、将軍の上覧に付すということでございますので、まさに山車の文化から始まっているところでございます。その後、明治から大正にかけて、千代田区も都市化が始まりましたので、電線が張り巡らされていると。そうすると、高い山車が使えなくなって、徐々にみこしの文化に変わってきていると。そういう変遷のところは、今、確認をさせていただいております。そこから町会への具体的な補助内容というところは、今後、予算のご議論の中で詳細のところはお示ししてまいりたいと考えております。見据える、こういったもの

を具体的に対象としていくかというところは検討を重ねておりますので、また予算のご議論のときにお示ししたいと考えております。

○のざわ委員 ありがとうございます。

私個人的には、そういう大きなお祭りになっていただくのも一つの大きな方向性かなと思ってしまして、ちょっとお伺いさせていただきました。

あと、2点目でございますが、ちょっと今お話にあった具体的にどれが対象になるかというところは今後ということなんですが、個人的に、例えば、まちの方々にお会いする中で、小川町北三町会ですと、小川広場におみこしを置くような、そういう大きな、何というんですか、施設を、それだけではないんですが、造ってほしいですとか、例えば、神田駅北口自転車駐車場のところが、神田駅、警察通りの工事が終わりましたら、神田鍛冶三町会さん、複数の方々とで会議の場ですとか、防災倉庫とか、そういうのを造ってほしいという中で、何が言いたいかということ、全部が全部ではないんですが、お祭りのおみこしを保存する建物の新築ですとか、もしくは、今保存されている、おみこしを保存しているところの賃料なのか、そういうものというのも対象に、お祭り部分に該当するところは対象にするという考え方も一つじゃないんでしょうかと。あとは、またお祭りやるときには、当然、テントみたいなのも必要ですが、じゃあ、テントですとか、テントを保存するところ、皆さん困っていらっしゃるところも多いと思うんですが、そういうところは、ちょっと拡大し過ぎるのかもしれませんが、そういうところもご検討されるのはいかがかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 祭礼文化に関連しまして、町会の活動全体についてちょっと幅広く今後検討をという、そういったご指摘かなというふうに受け止めております。現時点では、まずは、私どもとしては、効果を公益性があるということで明確にする中で、まず始めていくところが祭礼道具の修繕や調達という、そういった視点で見据えておるところでございます。それ以外の今お話があったところについては、それぞれ公益性の部分ですとか、それが全体的な宗教性の関係とか、活動全体に対する公平性や妥当性というところで、また様々慎重な検討も要するものかと考えておりますので、そちらにつきましては、大変申し訳ございません、まだそういった視野というものは持っておりませんが、まずは、祭礼道具の修繕等についてをターゲットとさせていただきたいと考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○永田委員 前回の質問でもあったと思うんですけども、このままこういった補助金を出すことは、町会の補助金の延長になってしまっていないかという懸念、もう既にお祭りに備えて、各町会はそれなりの蓄えがあると。その規模もそれぞれであって、行政はそこに対して基本的には関与しないというのが前提だと思いますが、現状で、防災組織に対する補助金があったりとか、いろいろある中で、その辺を明確にしないと、先ほど政教分離のこともありましたが、やはり公正な公平な補助金の支出ということについてお答えください。

○清水コミュニティ政策担当課長 新たに補助金を創設する、考えるということに当たっては、様々な角度からの検証というのが必要というのは十分に把握をしております。例えば、ほかの補助金で既に手当てされているようなことがあって、そこが二重になってし

まうとなると、それは妥当とは言えないというふうにも考えてございます。今回に關しましては、祭礼道具に焦点を当てて何らかの支援をとということを考えておりますが、現行の、今現在の区として町会へ補助金をお出しするというその要綱の中では、祭礼行事というのは、まず一つ、除外をしているのが規定として現時点ではございます。そういったところから、今後、祭礼道具の修繕等に補助金を出す場合には、今まで、そこは領域として要綱上除外をしていたもの、そこに限って今回は拡大をするという立てつけになりますので、今時点で、祭礼関係には補助金は一切入っていないという、そういう流れになっているため、二重の支給には当たらないというふうに認識をしております。

○永田委員 今の説明そのものは分かりましたが、祭礼行事の使う予算、予算というか、支出って非常に大きいんですね。過剰な期待を持ってしまおうと思うんです。もう100万、1,000万は当たり前。そこまで各町会に出すわけじゃ——予算規模、この事業に対する予算規模については、今は中身のことなんて聞けないですけども、それが例えば各町会数万円ですとなったときに、本当に祭礼行事に対する補助金になるのかどうかと。そもそも趣旨ですかね、地域コミュニティの活性化、それを祭礼行事を通してといったときに、予算の中身は触れないにしても、非常に、そこが、繰り返しますが、過剰な期待につながって、それに応えることがそもそもできるのかという懸念があるんですが、その点どうでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 祭礼行事には大変多額のお金がかかるということも、町会の皆様からお話を聞く中で分かってきているところではございます。そういう中で、ご期待を頂いているという面もありつつ、実際に制度として補助金をご提案するという中では、今、金額はちょっと明確には申し上げられませんが、なかなか大きな期待、全体としての大きな期待という塊の中で、そこにダイレクトに、あ、よかったと、なるほどというような規模感になるかということ、なかなかその規模感にはなっていないだろうというふうには考えております。そうしたときに、全体として運営する際に、何百万、何千万というのは、これは事実としてあろうかと思えます。それは様々に町会の会計の中で積み立てていたり、いろんな奉納金という形で受領をしていたりということで、各町会、様々に工面をしてやられているというところではございます。区が同規模のものをやるというのが、じゃあ、果たして補助金の趣旨に沿うかどうかでいいますと、なかなかそれは難しいと。であるなら、どうしてそういった補助金支援を考えるのかというところで申し上げますと、この祭礼がつながっていくことで、その祭礼というイベントを通じて、様々な住民たちの交流が生まれる、橋渡しが生まれると、こういったところにも一つ価値があるというところで考えたときに、おみこしですとか、山車ですとか、こういったシンボルがやはりいろんな人の目を引きつけて、そこに集まって、そこから地域との交流が生まれると。そういう意味では、かなりミニマムな視点にはなりますけれども、それを維持していくための本当に幾ばくかの補助支援というものが考え方としてあるのではないかと、こういった発想で今のところは考えておるところではございます。

○永田委員 祭礼文化の継承という大きな看板を掲げて、各町会の課題でもあるそこに対する行政として何か補助できないかというところから始まったと思いますが、そこら辺の予算の規模に対する懸念というのはやっぱり消えないのと、お祭りというのは非常に閉鎖的なものなんですよ。それは、よくも悪くも、誰でも勝手に来て担がれては困る。決め

られた人が半纏を着て担ぐというのが、千代田区の神田も日枝も上品だからいいかもしれないですけど、三条祭りなんか行ったら大変なんですよ。もう死ぬ気で入って、引きずり出されて、私も何回か行きましたけど、もう帰りはぼろぼろになって帰ってくるような、それがそのそういった閉鎖的な文化を守るのが祭礼文化でもあるということも頭に入れておかないと、お祭りを通して地域コミュニティを広げるというのは、そんなに甘くないと思うんです。（発言する者あり）

でも、それでも、祭礼に関わる補助金に対して、補助金を出すという趣旨はよく分かりますけども、それであれば、自由に使える地域コミュニティの補助金の充実とか、そういったものでも十分なのかとも思っていますが、でも、祭礼文化の継承を強調するのであれば、補助金だけではなくて、例えば、神酒所の設置が各町会で毎回違うところ、同じところを使えるところはいいんですけど、困っている。そういったところに行政がどこまで関与できるか分かりませんが、公共施設の使用も含めて、全体のそういったものを把握したりとか、また、補助金だけではない何か取組というか、ものも何かあるのであれば教えてください。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず、もろもろご指摘を賜りました。まず、前半の部分が補助金という規模の、何でしょう、閉鎖的な、いわゆる祭りというものには一種の閉鎖性もあるという中で、どのように整合性を取っていくのかという話。で、後段の部分で、そういう補助金以外の部分にも何かを考えているのかというところでございます。

まず前段ですが、祭りというのは、先ほど申し上げた町会が実施をされますけれども、それ以外の多様な主体との関わり合い、橋渡しになるという、ここに一つのコミュニティ活性化があるというふうに申し上げたところでございます。ただ、一方で、新しく地域に加入された方が祭りの中にじかに運営の方に入っていくとすると、様々な、なかなかハードルもあるということも、いろいろとお話を伺う中で、しっかりと私どもも今把握はしているところでございます。そうなったときに、橋渡しという意味合いは大きなものですけれども、町会そのものの活性化という観点から考えたときに、一つ意味を持つかなというふうに考えておるところでございます。

というのが、町会というのはそもそもどういった存在かというふうに申し上げますと、これまでも長い歴史の中で、地域の防犯・防災、美化や福祉といったことで、非常に行政が全てを見切れない細かなところを行政代位的に見守ってくださっている、そういった組織であります。今も、役所の仕事の中で行政代位的な役割を担っていただいている。これが町会でございます。町会がこれまでずっと続いてきて、これから先も続いていくという中で、この行政代位的な、いわゆる公共・公益性のある仕事の中でずっと続いてきたかという、もしかしたら、それだけではなかなかここまで続いてくるということは難しかったのではないかとというふうに我々も考えておりました。じゃあ、町会がここまで続いてきた理由というのは何なんだろうというところで、今回、アンケートですとか調査研究をしたところ、やはりこの祭りという存在があって、町会が今に至るまでしっかりと維持、発展をしてきた。で、これから先もこの町会が続いていくには、やはり祭りという存在が必要であるということが様々見えてきておるところでございます。そのため、この行政代位的な公共性のある町会が昔から続いてきて、これから先も続いていくために必要なのは、やはり地域の皆さんにとって祭りというもの、これはアンケートの中でも結果として出て

おります。祭りがあるので、町会も続いていると実感されている町会が非常に多くございます。こういったところに着目をして、何か運営に係る部分について、規模は小さいかもしれませんが、補助金という形で、まずは支援策の展開を図っていきたいというふうに考えておりますのが前段の部分でございます。

次に、後段の部分でございますが、規模が小さければ、それだけで効果があるのかというところ、まさにご指摘のとおりでございます。この補助金だけで祭礼文化の継承全てがカバーできるとは考えておりません。祭礼を継承していくためには、人に係る部分と物に係る部分と、大きくこの二つがあると考えておりますので、特に人に関する部分につきましては、今後の普及啓発に関するイベント等も含めて、まずは知っていただくという機会を創出すること、また、町会支援プログラムなどの中で、どのように効果的に町会と新たな方々が関われるか、祭りという切り口でどのように折り合いをつけて接点を持てるかというところも、考え方としてはあるのかなというふうに考えております。

また、公共施設の神酒所などの設置につきましては、町会そのものの活動、公益性に資するものということで、これまでも様々行政財産の一時使用、目的外使用といった部分で審査等使っていただいているといった事例もあるかと思っておりますので、これも、引き続き、役所としても可能な部分についてはご提供して活用していただけるようにということで、前向きに考えてまいりたいと思えます。

○永田委員 最後になりますけども、やっぱり町会に対して、あまり批判的な人からは、町会はお祭りだけやる組織なんですかという人も一方でいるわけなんです。だから、そういったことに対して、行政が祭礼行事に関わるということは非常に慎重になるべき、賛成はいいと思うんです。非常にいい取組ですけども、かなり慎重にならないと、これまでのやっぱりそういった町会はお祭りだけやっているのではないかと、実際そういう人もいるかもしれないですけど、思われぬように、もう根本的な町会の存在意義、防災・防犯、福祉、いろんな取組をしていますけども、そういった町会の存在意義みたいなものも同時に並行して考えていかないと、この趣旨も含めて曖昧になってしまうと思うので、その辺、考えていただければと思えます。

○赤海コミュニティ総務課長 今、永田委員ご指摘のとおり、実際に千代田区内の町会がどういった活動を行っているか、また、先ほど担当課長が申し上げたように、地域の防犯・防災、様々なことを行政代位的に担っていただいているという実態がなかなか伝わっていないというのは事実だと、私も認識してございます。そういったことから、昨年度来なんですけれども、ホームページをはじめとして、町会って、こんなことをやっているんですよというPRが行政として不足しているというような認識の下、今、その取組を進め始めているところでございます。そういったところで、まずは、お祭りだけではない、イベントだけではない、飲み食いだけではない、町会って、もともとこういう組織なんですよというようなPRを積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○永田委員 はい。

○岩佐委員長 ほかにご質疑ありますか。

○はやお副委員長 まず、確認させていただきたいのは、祭礼について当初予算に入れていくということなんで、財政のほうとしては、このところについての問題意識というのは

どういうふうを考えている。ないんならないということ、当然、財政としては許可したということですからね。お答えいただきたい。

○前田財政課長 財政課といたしましては、予算要求に際しまして、地域コミュニティの活性化といったそういった目的の下、こういった補助の進め方を検討しているといったことで、今回、予算のほうに上げさせていただくというものでございます。

○はやお副委員長 そうなんですね。前回のときの、結局は補助金の在り方のところでありますように、何ページだったかな、結局は公益性と公平性という観点、この視点なんですね。つまり、書いてあるのは、不特定多数の区民の利益となることと定義しているわけです。そして、また、基準案を講じるんで、特定団体への利益供与でないものとするということなんです。この視点については、どういう見解でいいとしたのか、お答えいただきたい。

○前田財政課長 今、2点ご指摘を賜りました。まず、公平性に関しましては、第三者の意見書の中でもご意見を頂いておるところでございます。補助金の配分については、配分では重要なことというふうに位置づけられておりまして、公平か否かについては、逆の概念では不公平にならないようにといった意味で、公平性を考えていくべきだといったところ。そして、補助要綱で補助要件を明確に規定していくこと。そして、周知方法の工夫により、機会の均等に努める必要があると。そうしたことの部分がございまして。そうした意味で、今後の制度設計の中では、この辺りも含めて適切になされるというふうに認識をしております。また、加えて、公正性のところでございます。公正性のところにつきましても、不正がないかといったところが公正であるといったところ、補助金につきましては、行政側の手続等の補助事業運営上において不正、誤りがないということで、公平・公正だと捉えればいいということのご意見を頂戴しているところでございます。こうしたところが適切に執行されるようチェック機能を果たしていくと、そういったことでございます。

○はやお副委員長 そういうことといいながらも、かなり厳しいかなと思っているのは、先ほども永田委員が話したように、お祭り自体は閉鎖的なんですよ、意外と。みんなができない、肩を入れられないんですよ。それは何かといたら、うちも、お祭りのときには肩がけでは駄目よ。うちの町会のだというふうに限定されるわけですよ。で、やっぱりけんかになるんですよ。そういう状況の中で、不特定なのかという疑問が出てくるわけです。特定になっちゃう可能性もあるわけですよ。そこをどうやって説明するのか、お答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 祭りの運営が様々ある中で、なかなか一般の方が入るハードルが高いと。その活動、行動そのものがいわゆる特定団体になってくるのではないかという、そういったご指摘かというふうに思いますが、町会そのものは任意団体としておられますけれども、確かに特定の団体ではございます。が、この町会が果たしている役割、機能というものを考えたときに、行政代位的な役割をずっと担ってこれていると。で、祭りというものがあることで、町会がもう長い間続いているということがある程度調査で明らかになっている中で、まずは、町会そのものの活性化という観点から、そこに支援をさせていただくという発想でございます。また、それが、閉鎖的というところについては、一方、課題かもしれませんけれども、祭りそのものがあることで、それ以外の加入

されていない方が千代田区の行事と、地域行事というものを知り、町会というものに少し興味を持ち、いきなり祭りというところには入らないかもしれませんが、町会との接点、交流の入り口となってくると、そういった効果もあるというふうに考えてございますので、町会という特定団体に対する補助ではありますけれども、その効果は広域に及ぶという認識でございます。

○はやお副委員長 結局は、公平・公正もありますよ。それと、結局、今の話を聞いていると、話がかぶるんです。何かといたら、コミュニティで活性化ですよといたら、その補助金もあるわけですよ、この事業補助の中に。それと、町会補助金というのは何かといたら、我々が言っているように、やっぱり発災したときにみんなが助け合うということなんですよ。たまたまうちの町会の話も以前もしましたけど、100年になるんです。それは何ですぐ町会を設立したかということ、やはり関東大震災ということがありながら、おみこしが中心になったことも事実なんです。そこで地域を守ろうとしたんです。だから、早く町会を立ち上げようとしてきた。だけど、そこにやはり宗教性があるということから、町会補助金というスタイルの中で、非常にオブラートに税金を投入してきたという経緯があるわけですよ。その中に、今言っている話は、全部、じゃあ、この補助金でも、この補助金でもいいじゃないという話しか説明していないんですよ。これをそぎ取ってしまったら、祭礼という宗教のものになっていくんじゃないんですか。この二重線については、財政のほうとして、既存の補助金制度との二重取りだとか不透明性というのは、どうやって整理しているのか。そのところ、財政がチェックしているはずだからね、そのところで。何かといたら、補助金の在り方を整理しているんだから。そこはどういうふうにやっているのか。

○清水コミュニティ政策担当課長 すみません。まず、その補助金の目的の部分について申し上げます。ちょっと重なってしまって大変恐縮でございますが、この祭礼そのものを運営していく中で、コミュニティの活性化に対する補助というのもままございますが、今回は、町会がこれまで続けてきた本当に主要な理由として、まさにおみこしがあって、まちの結束があって、防犯・防災に生かされているというこの点に着目をして、そのための一つ手段という言い方にはなりますが、祭りを手段とすることでの今後の町会自体の活性化というものを図ってまいりたいと、そういった発想から始まっている祭りに関する一部対象経費に対する補助金の新規創設という発想でございます。その目的も広く公益に及ぶものという考え方で設計をさせていただくところでございます。

○はやお副委員長 いや、だから、あと、財政のほうで——あ、すみません。財政のほうで答えてもらいたいのは、その二重はないのかということなんだよ。町会補助金はあるよ。そして、また祭礼のこともあるよ。それで、あとコミュニティの活性化もあるんだよ。そういうところについての二重の補助金になっていないのかということ。だから、そこはちゃんと説明してよ。もう答えてください、じゃ。

○清水コミュニティ政策担当課長 二重の補助になっていないかということにつきましては、今、町会に対する補助金そのものが、現時点での要綱ですと、祭礼行事は対象外となっているというのが、これ、明確に記載しております。なので、今、祭礼に関する補助はないということですので、二重には当たらないと考えております。

○岩佐委員長 暫時休憩いたします。

午前 11 時 17 分休憩

午前 11 時 18 分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 すみません。首をかしげたつもりはなかったんですけども。

ご指摘の経費とか経理、それは既存制度とどのような関係があるのかという視点は非常に重要だというふうに認識しております。ただ、一方で、先ほど課長からご説明したとおり、現状の町会に関する補助では対象外の立てつけになっているというところがございます。今回、新たな仕組みを設けることによって、これまでそういったところに使えなかった部分についても補助の対象としていくというようなメニューを今後予算の中でお示しさせていただこうと思っています。ただ、はやお副委員長のご指摘があったように、既存の制度と新たな補助金の充実、拡充、それは同じ、何ですかね、目的の中でもあるでしょうし、場合によっては全庁的、縦、横、斜めもあるでしょうから、その辺については、十分、我々としても、ご指摘を踏まえて検証を精査してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 はやお副委員長。

○はやお副委員長 もうかなり終息のところ、どっちにしても予算でやらざるを得ない。でも、結局は当初のほうで出してくるということであれば、ちょっと大変な話だとは思いますが、もう一度、ここのところで書いてあった資料の中で全く問題がないとかということでアンケートを取ったということなんだけれども、これはどういうサンプル数で、どういうふうにやったのか。区政モニターって、アンケートだと言っているけれども、この前は、町会のことについて確認したときに、青年部長、婦人部長、町会長の言っている内容と、これについてはどうやって整合性を取らせて、こういうモニタリングとのあれだというふうに言っているのか、そこをお答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 この資料に記載をしました区政モニターアンケートですが、これは広報広聴部門のほうで実施をしている区政に対してご意見を頂くに当たって抽出をした方々による回答というものでございます。なので、町会に入っている、入っていないにかかわらず、年代が分かれていますので、いわゆる一般の区民の皆様のご意見ということでお伺いしたものでございます。先般実施をしている町会アンケートの中は、町会の運営ですとか課題感に関して、その考えをお伺いするというもので、その中では祭礼の運営に関する課題というものがたくさん出てまいりました。法的な課題、政教分離、様々今ご議論いただいておりますけれども、そうですね、町会だけメリットがという、町会だけの話になってしまうのは、これはやっぱりよろしくないというふうに我々としても考えておりますので、一般の皆様のご意見というものも併せて聞く必要があるというふうに考えております。これは判例研究の中にも出てきますが、いわゆる政教分離とみなされる、合憲なのか違憲なのかという考え方の中には、その目的効果というものもございしますが、中で一般から見て、広く一般からどう映るかというところも重要な要素であるというふうに近年の判例では出てきているところがございます。そういった観点も踏まえて、一般の区民の目線というところの指標でもってお考えを伺うという、こういったスキームを一つかませていただいたものでございます。

○はやお副委員長 もう、最後。

結局は、直近のデータなんですよ、この町会のほうのアンケートというのは。で、そのアンケートのところで、何一つ町会長も、婦人部長も、青年部長も、何というんですかね、みこしのそういうものに関して等々のことについて補助金を出してくれなんて一言も言っていないんですよ。運営が厳しい。こういうことにどういうふうにやってくれるのか、これはなかなかこっちからもできないよ。だけど、そこが持っているのに、アンケートと乖離している制度設計じゃないんですかということをお願いなんですよ。

それで、今後、財政のことについて、財政課のほうもだって、こうやってどんどんどんやるのはいいよ。そりゃ、何という、耳触りのいいこと、悪いことは言わないでやっっていくのはいいよ。けども、箱物を造るだけで今140億から200億かかるようになって、どういうふうに関後のことを設計していくのかということを立てなくちゃいけないわけだよ。その中に、例えば、それなりに町会補助金、そして、またコミュニティの補助金、そういう等々があって、あえて突出してここに入れるということの必要性とか、そういうところについて説明しなくちゃいけないんですよ。だけど、アンケートでは言っていないんだから、乖離しているんじゃないんですかと何度も指摘しているのに、いやいや、望まれていないけれども、どうぞお使いくださいというんじゃおかしいということをお願いなんですよ。お答えください。

○清水コミュニティ政策担当課長 町会アンケートの中で出てきた需要、ニーズでございますけれども、確かに祭礼を運営するに当たっての課題感というものについて、幾つか、多分、前回1月23日の企画総務委員会で概要が出ていたかと思いますが、主要なマークをしたトップ3のところには拳がってはおりません。たしかその次の第4位のところで祭礼を行うに当たって様々衣装ですとか、お金がかかっているという、そういった課題感というのは一つ結果として出てはあったというふうには認識をさせていただきます。（発言する者あり）また、町会のヒアリング、これまでもして、今後もさせていただく予定でございますけれども、そういった中でも、やはりそういう補助という制度があれば、それはありがたいというようなお話も頂戴しているところではございました。

○はやお副委員長 はい。最後。

結局、最終的に宗教との関係が出てくるわけですよ。センシティブなんですよ。それで、今いろいろ様々委員のほうからも出てきたように、これというのは、それなりにリーガルチェックをどういうふうにしたのか、そこのところはきちっと説明していただかなくちゃ、何かといったら、当初予算に入れるということは、全てが完了されていることなんですよ。それはどういう進捗状況になっているのか、お答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 リーガルチェックにつきましては、庁内、庁外、この二つの側面でさせていただいております。庁内に関しましては、法務担当部門との相談もさせていただいております。その中で頂いている助言が、まさに先ほど申し上げた区政モニターアンケートの実施でございます。近年の判例、目的効果基準だけでなく、広く一般の方から見てどうなのかというのを裁判所が見ているという事例もございますので、そういった中で、町会のアンケートだけでなく、広く一般の方から意見が聴取できる、そういったものも実施したらどうかというご助言がありまして、そういった経緯を踏まえて、アンケートを実施したものでございます。

次、庁外とのリーガルチェックですが、弁護士との相談というものを済ませております。

弁護士との協議や対話の中で、こういった補助制度というもの、実施というものについては、全体としては、ほかの自治体での実施内容とかと比較加味をした中で、いいのではないかなというご意見は頂戴しております。ただ、その効果のほどとして、しっかりと公益性に資するというのが説明できる、そういった立てつけになるような、そういった努力が必要であると、そういうご意見を頂戴しております。

○はやお副委員長 間違いなく当初予算、予算の特別委員会は設置されるんで、どうのこうとは言わないんですけども、全体のときにも言いますが、やはり、今、リーガルチェックのところ、そこのところについてのどういう経緯、経過、そして、またこういうコメントということについて頂いたのか。これをきちっとしていただかないと、私たちも、これ、予算を通すに当たって担保がなくなってしまうので、それは資料要求のときにも言いますが、あえてうちの所管ですので、こういうところについては、どういう形式で予算審議するか分かりませんが、今後のことですから、そこのところだけは準備していただきたいと思いますが、いかがですか。

○清水コミュニティ政策担当課長 リーガルチェックの経過も含めまして、しっかりとお示しできるようにしてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 はい。よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 これは予算にも出てきますし、この中間報告の到達点を本日は言っていたかもしれませんが、その客観性ですとか。それから効果の公益性に対してはもう少しご説明いただきたいと思いますが、ちょっと引き続きよろしくお願いします。

それでは、この件についての質疑はよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（１）祭礼文化の継承支援に向けた取組についての質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わり、続けて政策経営部の報告に入ります。

政策経営部（１）令和7年度ふるさと納税制度の活用状況について、理事者からの説明を求めます。

○佐藤総務課長 それでは、政策経営部資料1に基づきまして、令和7年度ふるさと納税制度の活用状況についてご報告いたします。

項番1、返礼品を伴うふるさと納税でございます。今年度4月から実施してまいりました実績でございますが、資料にございますとおり、令和8年1月26日現在の数字で申し上げます。返礼品提供事業者63社、提供品目281品目、電子商品券6種の返礼品をご用意し、募集した寄附額は4月1日から12月31日までの実績で17億3,125万3,000円ございました。月別に見ますと、ふるさと納税制度のポイント付与が禁止される直前の9月、あとは寄附控除の期間の関係で駆け込み需要が増える12月に寄附の増加が見られる状況となっております。（５）の返礼品別の寄附実績では、昨年度に比べ、物品型の返礼品の割合が増えております。

続きまして、項番2、ホームタウンちよだ応援事業でございます。本事業は、資料にございますとおり、寄附者が応援したい区内団体をふるさと納税のポータルサイトで選択して寄附をし、その7割を区が補助金として団体に交付する仕組みでございます。この事業

には今年度47団体が参加し、7月から12月19日までの寄附の受付をいたしました。寄附を受けた団体は18団体36件、寄附実績は188万5,000円でございます。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。質疑を受けます。

○のざわ委員 この取組は非常に私もすばらしいと思っております、まず一つ、今年の千代田区から出てしまうふるさと納税額はお幾らだったでしょうか。もし分かったら教えてください。

○齊藤税務課長 今年はまだ集計が終わっておりませんが、昨年の実績としましては、約1割の20億が流出しているということでございます。

○のざわ委員 今回、多分、額が、寄附実績額が増えて、すばらしいなと思っておりますが、今後の物品型返礼品と電子商品券及びホームタウンちよだ応援事業、どのように取組をされるのか、教えていただける範囲内でよろしく願いいたします。

○佐藤総務課長 今後の取組でございますが、返礼品事業者のご要望も引き続き多くお問い合わせいただいておりますので、そういった事業者様との関係づくりを引き続き重視しながら、恐らく返礼品はまた若干増えていくのではないかなというふうに考えております。それから、今後、制度自体の変更が予定されておまして、ちょっと額に影響しそうかなと思いますのは、超高所得者の特例分が割と大きくなりがちだというご指摘があって、その部分を抑制していく方向での制度改正が予定されておりますので、そういったところは、千代田区についてはご寄附いただいているそういった方の件数も比較的あるのではないかなと推察しますので、今後影響が出てくる可能性はあるかなというふうに考えております。

○のざわ委員 あと、非常に難しいとは思いますが、また区民の方、区在住・在勤の方のお仕事を経済に活性化するような方の返礼品のお取り扱いというのもできる範囲内でご検討いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤総務課長 のざわ委員からこれまでもそういったご指摘いただいているところでございます。電子商品券の割合は減りましたが、合計自体は増えておりますので、在勤・在学の方のご利用も増えていることと思います。また、例えば、ホテルですとかレストランですとか、体験型の返礼品も、お食事券といった形の返礼品も充実してきておりますので、引き続きこういった返礼品の取りそろえに尽力してまいりたいと考えております。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。

こちらのふるさと納税の制度ですけれども、やはり千代田区としても流出額が看過できなくなってきて、ご尽力いただいて始めていただいたものだとは認識しているんですけれども、やはり昨年の12月にも特別区長会のほうから国のほうに廃止を含めた見直しをという要望を出しているわけなんですけれども、こちらに関して、やはり千代田区としても同調して要望を出していく立場であるのかどうかということをご確認させていただきたい。

○佐藤総務課長 特別区長会として、その制度の見直しについて要請を続けていくというスタンスについては、今後も変わりはありません。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、この件についてご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、（１）令和7年度ふるさと納税制度の活用状況について、質疑を終了します。

次に、（２）公示のデジタル化に向けた規程の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○佐藤総務課長 では、引き続きまして、政策経営部資料2に基づきまして、公示のデジタル化に向けた規程の見直しについてご説明申し上げます。

なお、本件は、第1回定例会にて議案としてご提出する予定の案件でございます。

まず、項番1、概要でございます。現在、区役所前に設置している門前掲示場に書面を掲示することによりまして、条例、規則等の公布や居所不明者等に対する各種書類の公示送達を行っております。関係する法令の改正に伴いまして、また、区民の利便性向上のため、これらの掲示をインターネットを利用して行うことができるよう規程整備を行うものでございます。

対象となる条例は、項番2に列挙している（１）から（４）の条例でございます。

施行予定日は、項番3のとおり、（１）公告式条例が令和8年4月1日、その他の条例はそれぞれ法律に規定の施行日でございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。

事前審査にならない程度で確認とか資料要求とかありましたら、ありませんか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（２）の公示のデジタル化に向けた規程の見直しにつきましても質疑を終了いたします。

次に、（３）千代田区手数料に関する規定整備について、理事者から説明を求めます。

○前田財政課長 それでは、政策経営部資料3をご覧になっていただければと存じます。

本件につきましては、第1回定例会での手数料条例の議案の上程を予定している案件でございます。本日は、その概要につきまして、事前にご説明をさせていただきます。案件1件でございます。項番1と2、ご覧になっていただければと存じます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が昨年5月に公布されまして、これに伴い改められました項を手数料条例内で引用していることから、その項ずれを改正するものでございます。

項番3、施行予定日でございます。令和8年5月1日からと予定してございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。何か確認したいこととかございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（３）千代田区手数料に関する規定整備について、質疑を終了します。

次に、（４）区有地を含む市街地再開発事業における権利変換計画に対する区の検証について、理事者からの説明を求めます。

○小林財産管理担当課長 それでは、区有地を含む市街地再開発事業における権利変換計画に対する区の検証について、政策経営部資料４に基づきご説明させていただきます。

区有地を含む再開発事業の進捗状況につきましては、昨年１２月５日の当委員会でご報告させていただいたところですが、今回は今後行われる予定の権利変換計画の同意に向けて、区の検証手続についてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料をご覧ください。項番１の概要です。市街地再開発事業においては、再開発組合が設立された後に各地権者の資産を評価し、従前・従後資産の権利変換計画の認可申請に向けて、組合と各地権者との間で権利変換計画に関する協議が行われます。この権利変換計画について、区としては、土地建物という区の貴重な財産であり、より慎重な検証が必要だと考えておりますので、権利変換計画合意に向けて必要な検証を行っていきたいと考えております。

項番２の検証にあたっての考え方ですが、（１）都市再開発法では、各地権者の権利を保障するため、権利変換の前後で同等の価値を確保する均衡・等価原則の考えがあります。この原則は、権利者が取得する権利床の評価に適用され、従前・従後の資産は同等の価値が確保されることとなります。また、従前・従後の資産評価については、再開発組合が委託する不動産鑑定評価機関や補償コンサルタント会社等の専門機関が行うこととなります。

（２）さらに、その権利変換計画の決定に関しては、土地建物の権利関係や評価に精通した学識経験者の同意が必要となります。

このように、権利者の資産評価に関しては、組合により適正な権利変換が行われることとなりますが、先ほどご説明したように、区としては、貴重な財産である土地建物の評価に関しては、より慎重に確認する必要があると考えておりますので、（３）ですね、区として、組合から提示される資産評価の内容を確認し、権利床の評価について検証を行っていきたいと考えております。一方で、再開発の事業費を賄うことになる保留床は均衡・等価原則の対象外となるため、区が保留床を取得する場合には、通常の土地建物の取得の場合と同様に、区独自で不動産価格等調査を行い、その取得額の妥当性を確認する必要があると考えております。

（４）以上を踏まえて、区としては、再開発で取得することとなる権利床及び保留床を取得する場合には、保留床について総合的に検証を行い、権利変換計画の客観性と妥当性の確保を図ってまいりたいと考えております。

資料２ページ目になります。最後に、項番３の検証方法と手続です。

（１）権利床については、再開発組合が策定した権利変換計画（案）について、土地建物の権利関係や評価に精通した不動産鑑定士を委員とする土地建物価格審査会において、区の従前・従後資産額の算出方法や手続の適正性を確認してまいります。この審査会で計画案の内容を確認した後に、首脳会議での審議等の庁内手続を経て、権利変換計画（案）に同意することとなります。

また、（２）保留床につきましては、区が不動産鑑定評価会社等に委託して実施する不動産価格等調査に基づき、取得額の算定根拠や妥当性について、同じく土地建物価格審査会において確認をいたします。その後、庁内手続や財産取得、予算などの議会の議決を

頂き、組合と譲渡契約を締結することになります。

一連の流れの概要を2ページ目下段に図示していますので、ご確認いただければと思います。

前回の委員会でご報告したように、各再開発事業が進捗しているところですが、今後、権利変換計画の検証が必要になった際に、今回ご説明したような手続を経て、合意等を行ってまいりたいと考えております。

なお、前回ご説明したように、権利変換計画の合意を含めて、再開発事業の進捗状況に依じて、適宜当委員会にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

簡単ではありますが、ご説明は以上になります。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。質疑を受けます。

○はやお副委員長 このところのまず確認したいのが、全庁的なことにもなると思うんですけど、今までは、非常にまちづくり部隊がかなり積極的にやって、急にふっと出てくるというのが今までの通例だったんですね。それが非常にこういうことで、財産のほうに対応していただいているんですが、この辺の役割分担とか、全庁的にどういうふうな一ここに書いてありますけれども、どういう役割分担でやっていくのか、その辺のところ、もう一度詳しくお答えください。

○小林財産管理担当課長 前回の進捗状況のときのご説明の際にも少し触れたかと思うんですけども、過去、まちづくり部が中心に調整をしてきたところから徐々に役割分担のほうを整理してきているというようなご説明を差し上げたかなというふうに思います。まちづくり部においては総合調整者としての役割、政策経営部のほうは地権者としての役割をしっかりと担うということで整理して、少しずつなんですけれども、シフトしているところとなっています。そういったこともあって、各再開発事業ごとに関わりが少しずつ異なるんですけれども、役割分担をしつつも、連携すべきところは庁内で連携しながら進めていきたいというふうに考えております。特に、再開発事業はスケジュールのほうを区側でコントロールするのが難しいという点もありますので、少し早めに情報提供などしながら、議会の皆様のご意見を伺いながら、時間に余裕を持って、しっかり検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 結局は、再開発の手法を使って、区の様々な公共施設を機能更新していくと。こういうところの今後具体的にもう一度どういうのがあるのか、お答えいただきたいと思います。

○小林財産管理担当課長 前回ご報告したように、区有地を含む再開発事業については、現在、計画段階や予定のものも含めて5か所というふうに認識しております。富士見二丁目3番地区の再開発事業、こちらは富士見二丁目の広場があるところですね。それと九段南一丁目地区再開発事業、生涯学習館と九段住宅のあるところになります。それと外神田一丁目南部地区再開発事業、こちら、旧万世橋出張所、万世会館、清掃事務所のところになります。あと、検討地区にはなるんですけれども、神田錦町三丁目南部地区の再開発事業、こちらはプラットフォームスクウェアがあるところになります。あと、こちらも検討地区になりますが、飯田橋3-9の周辺地区の再開発の予定の場所。この5か所が区有地を含む再開発としてあるものというふうに認識しております。

○はやお副委員長 先ほども答弁していただきましたとおり、結局は、スケジュールのコントロールがしづらいわけですよ。それで、いろいろな難しい施設もあるし、そういうところで、今まで行政の立場としては、再開発法で機能更新するというのはあまりなかったんですよね。そりゃそうですよ。自分たちの都合でできないから。あえて、でも、それをそういうふうにこの流れをしていこうということなんだけれども、この辺については、全庁的にどのような課題とこれでやっていくのかと。僕も、外神田のところについては、随分いろいろと意見を環まちにいたときに言いましたよ。というのは何かといたら、縛られるから。そういうところで難しくなるから。タイムリーにできないから。そういうところについて、行政側がこの再開発法を使うということについての必然性とか必要性とかというのはどういうふうに考えているのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 なかなか区有地、あと、民間の土地建物、これ、一緒に開発するというのは非常に難しい。先ほど副委員長ご指摘のあったように、スケジュール感も含めたり、経費の負担、あとは、そういった権利関係を含めて非常に難しいということは重々承知しているところではあるんですけども、一方で、財政的な面で言うと、経費の負担軽減につながったりとかというメリットも一方ではあるのかなというふうに考えているところでございます。あとは、再開発エリアに含まれた場所であると、同意率の問題などもあって、必然的に再開発エリアに組み込まれて、参加するかどうかの判断を迫られるなんていう場合もあるかと思えます。いずれにいたしましても、区としては、土地建物に関しては、これまでも申し上げているとおり、非常に貴重な重要な課題、財産だというふうに考えておりますので、そういったところはまちづくり部門と、あとは、施設所管課と連携を取りながら適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 ここのところについて、やっぱり行政としては何が一番問題かということ、スケジュールなんですよ。区民に対して説明するスケジュールなんですよ。それが組合の全体の中のスケジュールにコントロールされたら困るんですよ。そして、また、今言ったように、期間が延びれば延びるほど、結局は再開発法でやるメリットよりも、建築費だとか、労務単価が上がっている現実があるわけです。だから、ここのところの考え方の見直しというのは十分にしなくちゃいけないと思っているんですよ。その辺は、どういうふうに話されて、今後どういうふうに考えていくのか。

○小林財産管理担当課長 先ほどご説明したように、再開発はスケジュールを区側でコントロールするのが非常に難しいので、少し早めに情報提供もしながら、区の内部でも議会の皆さんのご意見も伺いながらも含めてなんですけれども、時間に余裕を持って検討を進めていきたいというふうに考えているところは先ほど申し上げたとおりでございます。で、今後、再開発事業をどう考えていくかということになるかと思うんですけども、先ほどご説明した5か所もそうなんですけれども、こういったところを経験しつつ、どのように対応していくかというのは、そういった実際に行われる再開発事業の進捗、結果を踏まえて検討していくものかなというふうに考えております。

○はやお副委員長 はい。最後。

先ほどそういう問題もありますよねと。それとあと、結局は組合を設立するに当たって、我々も地権者になるわけですよ。地権者になったときに、何かといたら、公的な立場からすると、賛否はできないというのが通例なんですよ。そうすると、分母のほうでは入っ

ているけれども、賛成のほうに回れないんですよ。そういう状況の中で、どういうふう  
今後考えていくのかといったときに、十分な同意率の担保がないと入れないはずなんです  
よ。現実、外神田一丁目計画なんかについては、まだうちの分母、つまり、国、そして  
都、そして千代田区、これが入ったら3分の2には達していないんですよ。それで止まっ  
ちゃうんですよ。というような状況の中で、場合によって、強引に千代田区が賛成しま  
すといったとき、違法じゃないですよ。だけど、そうしたら、反対している人たちからす  
ると、収用、取られちゃったということになるんですから。だから、そういう危険性がある  
ということ踏まえた上で、どういうふうに進めていくか、いま一度、このところにつ  
いては、もう僕は課長の答弁じゃないと思っているから、ちゃんと答えてください。

○夏目財産管理担当部長 今のは、もしかすると再開発の進め方全体の話にも関わるかな  
というふうには思っております。冒頭、担当課長のほうからお話し申し上げたとおり、再  
開発の中に区有地が入っている場合に、やはり、役割分担としては、都市計画の決定を行  
うとか全体のまちづくりを調整していく環境まちづくり部がありまして、政策経営部は、  
その後、主に再開発組合ができてからですが——できる前後を含めて、区の施設をどうや  
ってそこに入れていくかとか、そういった調整をやっているのが政策経営部になります。  
今、副委員長おっしゃられたような地元の地権者の合意ですとか、その辺はやはり環境ま  
ちづくり部のほうでやるんですが、我々……

○はやお副委員長 考え方ね。

○夏目財産管理担当部長 ええ。政策経営部としても、やはり一地権者として区の所有す  
る部分ですとか、そういったところの区が損をしないような形できちんとやって、きちん  
と主張すべきものは主張していきたいと思います。周囲の地権者の方の合意というのは、  
やはり、申し訳ないですが、そこは政策経営部のほうは限界がありますけれども、そうい  
った調和が図れるような進め方を区全体で進めていくべきかなというふうに考えておりま  
す。

○はやお副委員長 じゃあ、最後、最後。すみません。

まあ、もう別に強引に言うわけじゃない。だから、その全庁的な調整は誰がするんで  
すかということを行っているわけ。今言った話は、組合ができたなら財産ですよ。でも、そ  
の前まではまちづくりですよ。これ、センシティブだから、なかなかできないのはあるん  
ですけど、全庁的には誰が調整するんですかということ。

○夏目財産管理担当部長 地権者としての役割、それから、再開発を進めていくまちづく  
りの調整者としての役割、それぞれやはり役割がありますので、そこは庁内で協調しなが  
ら進めていくべきものと考えております。

○はやお副委員長 まあ、いいや。

○岩佐委員長 予算でやってください。はい。よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんよね。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（４）区有地を含む市街地再開発事業における権利変換  
計画に関する区の検証についての質疑を終了します。

暫時休憩します。

午前 11 時 52 分休憩

午前 11時52分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

次に、（５）給料月額及び職員手当の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○中根人事課長 それでは、政策経営部資料5をご覧ください。給料月額及び職員手当の見直しについてでございます。

今回の案件につきましては、資料の3のところにありますとおり、職員の給与に関する条例の改正を予定しております、第1回定例会に提案する予定の案件となっております。

内容につきましては、趣旨が1番のところにございますとおり、昨年秋の人事委員会勧告及び昨今の社会情勢の変化等を踏まえて、職員の昇任意欲の醸成に資する職務や職責をより重視したメリハリある給与を実現するために、概要の2番のところにありますとおり、給料表の改定ですとか、宿日直手当の上限額を引き上げたりですとか、そのような改定、概要の2番のところにありますとおり、4項目について改正する予定でございます。改正の予定期日は、4番のところにありますとおり、8年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

説明いただきました。資料要求等ありましたらお受けしますけれども、何かありますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（５）給料月額及び職員手当の見直しについての質疑を終了いたします。

次に、（６）（仮称）四番町公共施設新築工事についてですが、（７）（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事について、（８）（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事についてが関連するため、3件まとめて説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 すみません。資料のほうでございますが、ファイル07政経06、参考資料という形の資料でございます。（仮称）四番町公共施設新築工事について、ご報告させていただきます。

1、工事概要でございます。記載のとおり、これまでご説明してきたとおりのものでございます。

2、工事請負者及び契約金額、建築、電気それぞれの工事についての業者、それと、現在の契約金額のほうを表記させていただいております。

3、契約変更予定内容でございます。インフレスライド、契約約款の第24条第6項の運用によりまして、請負業者のほうからインフレスライドの請求がございました。それに基づきまして、業者との協議を行ってきて、金額等が調ったというところでございます。

4、予定契約変更金額でございます。それぞれの工事につきましての予定の契約変更金額、それと、その内容、インフレスライドによる契約金額を記載させていただいております。このうち、昇降機工事につきましては、インフレスライドによる請求はございませんでした。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。次のページでございます。5、工事の進捗状況でございます。今年1月末時点での出来形ということで、全体の58.3%まで進んで

いるというところをごさいます、4階の床までコンクリートの打設が完了いたしまして、現在、5階の柱壁、いわゆる立ち上がりという言い方をしますけれども、5階の立ち上がり部分の工事を行っている。それと、地下部分から地上部分まである程度躯体が出来上がってまいりましたので、地下1階から3階までの仕上げの工事、それと、設備の配管工事等を行っているという状況でございます。

現在の写真のほうを上空からのものと、その施工している部分の写真のほうを記載させていただいているところでございます。

最後に、参考といたしまして、これまで4回、契約変更を行ってございます。その部分の概要について記載させていただきました。

ご報告は以上でございます。

○湯浅契約課長 それでは、令和8年第1回定例会議案でお出しさせていただきます3件の契約につきまして、もう少し詳細をご説明させていただきます。

政策経営部資料6をご覧ください。（仮称）四番町公共施設新築工事につきまして、ご説明をさせていただきます。

項番1の経過でございます。これまでの変更につきまして、表にしてまとめてございます。今回の変更につきましては、表の一番下の行、第5回の変更でございます。列につきましては右から2番目、令和7年度3月、契約変更予定ということになってございます。

契約日につきましては、令和2年3月12日、項番2でございます。

項番3、契約の相手方は、大成・本間組建設共同企業体でございます。所在地及び代表者は、こちら記載のとおりです。

項番4、契約見込金額でございます。第5回、93億5,226万8,412円、増減額は1億8,275万4,000円、2%の増となっております。

項番5、変更内容でございますが、スライド条項適用による増額でございます。

項番6の契約期間でございます。第5回につきましては、工期の変更はございません。

引き続きまして、政策経営部資料7、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事につきましてご説明をさせていただきます。

項番1の経過でございます。先ほどと同じように、経過を表にしてまとめてございます。今回は行の一番下、第4回の変更となっております。令和7年度3月につきまして、契約変更の予定でございます。

項番2の契約日は、先ほどと同日でございます。

項番3、契約の相手方は、サンテック・千陽建設共同企業体でございます。所在地及び代表者は、こちら記載のとおりです。

項番4、契約見込金額でございます。第4回、9億1,130万6,000円、増減額は5,579万2,000円の6.5%の増となっております。

項番5の変更内容につきましては、先ほどと同様です。

項番6の契約期間につきましても、工期の変更はございません。

続きまして、政策経営部資料8、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事につきましてご説明をさせていただきます。

項番1の経過でございます。行の一番下、第4回の変更、令和7年度の3月、契約変更予定でございます。

項番2の契約日につきましても同日です。

項番3、契約の相手方は金澤・武蔵野建設共同企業体。所在地及び代表者は、こちらの記載のとおりです。

項番4の契約見込金額でございます。第4回、6億5,078万2,000円、増減額は6,692万4,000円、11.5%の増となっております。

項番5の変更内容につきましては、先ほどと同様です。

項番6の契約期間につきましても、工期の変更はございません。

簡単ですが、ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。確認したいこと等ございましたら受けます。何か質疑ございますか。大丈夫ですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 契約直接のことではないんですけども、この数字になってくるインフレライドだとか等々あるんですけども、やはりある程度の妥当性とか、その辺が分かるような説明書が必要だと思うんですよ。何で工期延長がこのようになってきたのかって、いま一度、確認しなくちゃいけないだろうと。そして、また増大する先ほどのあれについても、工事増大に伴う積算根拠に関する資料というか、こんなふうなことだから、こんな増えちゃっているんですよというのが、やっぱり説明がある程度の、もうちょっと、ないと。

あと、今後のことなんですけれども、残工事の詳細スケジュールというか、結局、何かというと、こういう工程管理というのは、やっぱりクリティカルパスとって、そこところが、重要工程がどうなっているのか、素人でも分かる、私も分かるように、これでございますから、もうこれ以上延びませんよ、とにかく工程が延びれば延びるほどお金がかかるということ。何でそのことを言っているか、しょうがないことだから、そのことについて言うつもりはないけれども、当初は2棟建てにするか、1棟建てにするかという話のところ、こっちのほうが安いですよというところでスタートしているわけですよ。だから、ここのことについて、そのことは言わないですけども、この2棟建ての今後のことについて、せめてこの辺のところ分かる資料というのをご提示いただいて、議案審査したいと思えますけど、いかがですか。

○佐藤施設経営課長 積算のほうにつきましては、出し方、算出の方法と、あと、公共的な形で建設物価調査会といったところが各都道府県ごとに各工事においての上昇率というものをしておりますので、例えばですけども、建築ですと1年間でこれだけ上がりましたよというのがちょっと目安になるかなと思いますので、その公的なところと実際の今回の部分、その内容が分かるような形のものの資料をご用意させていただきたいと思えます。それと、現場の進捗状況のほうでございますが、全体のマスター工程があって、そこがあれなんですけど、ちょっと分かりやすいような形のものを考えて、委員長、副委員長とちょっとご相談もさせていただきながら、ご用意させていただきたいかなと思っております。

で、最後のほうの2棟が別々ですが……

○はやお副委員長 まあ、そこはいいよ。

○佐藤施設経営課長 そこがなかなか……

○はやお副委員長 そこは、もう既に議決で決まっちゃったことだから。だから、これだけ膨れているということだけは確認しておきたいだけ。で、今後はこういうふうにして、やるだけだから、そこはいい。

○佐藤施設経営課長 はい。

それと、全体の工程のほうは、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、正直申し上げますと、0.何%ぐらいなんですけれども、遅れているというところがございます。これ、実は、原因は、昨年の夏の暑さというところで、現場でも実際に職人さんが熱中症で倒れてしまったというところがございます。そうしますと、現場のほうはなるべく休みを頻繁に入れて、涼しい部屋で休んだりとか、あるいは、実際に、現場でかき氷を用意したりとか、そういうことをやっております。今、予定では、躯体が全部打ち上がる、上棟という言い方をしますけれども、上棟が今年の8月ということを用意しております。そうしますと、まさに一番熱い真っ盛りというところがございますので、その対応について、今、実は施工者とどういう形でということをやっているところでございます。当然、工期内でどういうサポート、支援ができるかなというところで、工期の延長ということは考えておりませんので、そこの中でといったところが必要になってくるかなというところがございますけれども、そういうことも含めながら、分かりやすい形での資料をご用意させていただきたいと思っております。

○岩佐委員長 はい。じゃあ、議案審査のときまでによろしくお願いします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、政策経営部報告事項（6）から（8）の（仮称）四番町公共施設新築工事に関する質疑を終了いたします。

次に、（9）雉子橋補修補強工事について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 それでは、政策経営部資料9に基づきまして、雉子橋補修補強工事につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分事項の指定に基づきまして、専決事項で契約変更を行わせていただくものでございます。

項番1の経過でございます。先ほどと同じように、これまでの経過を表にしてまとめてございます。一番下の行、第3回目の変更、同じく令和7年度の3月に専決報告をさせていただきます予定でございます。

項番2の契約日でございます。令和5年7月12日。

項番3、契約の相手方は東洋建設株式会社関東支店、所在地及び代表者等は、こちらに記載のとおりでございます。

項番4、契約見込金額でございます。第3回、40億2,447万6,500円、増減額につきましては、マイナス4,851万2,200円、1.2%の減となっております。

変更内容でございます。二つ理由がございます。（1）といたしまして、足場工の仕様変更及び塗装工の工法区分の変更による減額。（2）スライド条項適用による増額。こちらの合計で減となっております。

項番6の契約期間でございます。第3回のこちらの変更につきましては、工期の変更はございませんでした。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。説明を頂きました。こちらの案件は、第1回定例会専決処分の報告が予定される案件ですので、ご承知おきください。

委員からの質疑を受けますが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（9）雉子橋補修補強工事についての質疑を終了します。

続けて、（10）区立内幸町ホール改修機械設備工事に係る入札状況について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 引き続きまして、政策経営部資料10に基づきまして、区立内幸町ホール改修機械設備工事に係る入札状況につきましてご報告をさせていただきます。こちら、令和8年第1回定例会で議案として上げさせていただくものでございます。

項番1、工事場所及び内容でございます。これまでも契約のほうを上げさせていただいておりますので、こちら、内容は割愛させていただきます。

項番2の工事期間でございます。契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで。

項番3、契約方法です。制限を付した一般競争入札による契約（2者JVまたは単体）でございます。

項番4の入札結果です。こちらは2月2日に開札を行っております。落札者は、東京都千代田区神田神保町二丁目10番地、三辰工業株式会社代表取締役、高嶋睦夫。落札金額は、消費税込3億8,154万1,600円、予定価格は40——失礼しました。4億7,692万7,000円（税込）、こちらは事前公表しております。

項番5の最低制限価格は設定しておりますが、非公開となっております。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。確認と資料要求等ありましたらどうぞ。何かございますか、質疑。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（10）区立内幸町ホール改修機械設備工事に係る入札状況についての質疑を終了いたします。

以上で政策経営部の報告を終わり、日程1、報告事項を終了します。

日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

○はやお副委員長 正副のほうにメールが来まして、内容的にいくと、永田町小学校の件です。それで、建築学会のほうが下見をしたいということで、文化のほうと、そして、何か窓口で出したと。ですけれども、無償で調べるだけけれども、お気遣いなく、うちのほうで調べますというような文章を返していただいたみたいで。内容的に我々は容認しています、これの解体についてはね。でも、ただ、全体的な集約としては、そういう学識経験者との見解については十分に検討しろよという話をしていたから、自分たちの意に沿わない話であろうとも、建築学会からの学識経験者が言われたときに、返すという理由が私はないと思っているんですよ。だから、どうということ、その調査について結構ですよと言

ったのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 陳情審査の質疑を踏まえていたと思うんですけども、1月の下旬に旧永田町小学校の調査、現地視察を行いたいということで、文化振興宛てに依頼が来ているところでございます。建築の専門家と思われる方を調査員として費用も発生しないということでしたが、区といたしましては、記録の整理等に関する調査については、区の責任において実施すべき重要事項というふうに考えておりますので、区の手順・手続を経て、調査依頼先を選定した上で、区が主体的に進めていく必要があるというふうに考えております。その旨を依頼者の方にはご回答しているところでございます。区の回答に対しまして、依頼者の方からは、区の方針については承知しましたというお返事を頂いているところでございます。

○はやお副委員長 だから、ここのことを言うわけではないけれども、庁内のほうで調べるのは、それは一方でやるべきだと思いますよ、当然のごとく。でも、学識経験者のやっぱり総合的に判断するといったときに、最終的には、区の財政、場合によってはですよ、このことについて、「教育と文化のまち千代田」というふうに標榜している千代田区として、そこのところを調べたいと言われたときに、ノーですよというのがあり得るのかということなんです。それで全体集約して、このことについては確認しなさいよ、だけど、解体はいいですよとまで言ったんだから、そこについては真摯に受け止めていただいて、ここの調査についてはしていただいた結果を踏まえたり、場合によっては、その中で、いい案が出てくるかもしれない。残すということじゃないですよ。残すということ。例えば、ここの部分については、建築的に非常に価値があるというのであれば、部材としてとかということも出てくるかもしれないんですよ。それを、いや、私たちが調べますからと言ったら、私たちが集約した意図とは反することなんです。お答えいただきたい。

○夏目財産管理担当部長 今回、建築学会のほうから自主的な調査ということでお申し出を頂きまして、我々のほうで調べるというよりも、やはり学識経験者のほうにお願いせざるを得ないかなと、お願いせざるを得ないというか、お願いをしようとは思っています。ですので、特に、校舎ということに限定しますと、歴史的だとか文化的な価値についてご意見を頂くとすると、やはり建築学会の方に行き当たることもあるのかなというふうには思っております。今回、自主的な調査ということで、ありがたいお申し出という面もありますけども、やはり公平性とか、あと、履行の担保という面も考慮しまして、まずは、区が主体的に計画を立てて、適正な手続を進めていく中で、やはりそういった学識経験者の方にもご相談をさせていただこうかなと思っております。ですので、今回はそういった形でお答え——お答えというか、ご遠慮しましたけども、やはり今後ご助言を頂くことはあるかなというふうに思っております。

○はやお副委員長 これ以上やらないですけども、やはり何か考えちゃうわけですよ。またこういう話になったら陳情が出る可能性が出てくるわけですよ。こういうふうにもやりながらも、委員会での集約とは違うじゃないですか、それをやっていただくように陳情しますとなったら、どうするんですか。だったら、まず、そちらのほうで、我々が集約した内容を整理するとなると、じゃあ、同時にやるとか、先に私たちのほうの例えば調査を踏まえて、その後にやるとかって、ノーということは僕はないと思っているんですよ。そのところをさ、真摯に答えてくださいよ。今のところについて、いや、場合によってで

すよ、これ分からないですよ。もし、もう一度調べることになって、陳情が上がって、それで、文化庁だとか何かに持っていかれちゃったら——あ、持っていかれちゃったらという言い方、もう文化庁なんかにも申請するようなことがあったりすれば、ますます難しい話になるんじゃないんですかということをお願いわけですよ。だから、そのところを軽々に文書を返してもらいたくないと思っているわけですよ。お答えいただきたい。

○岩佐委員長 じゃあ、先に秋谷委員。

○秋谷委員 建築学会というのは、建築学会の組織から来たのか、それとも建築学会の会員の一会員の方から来たのか、そこを教えてくださいませんか。

○はやお副委員長 いいですか、ちょっと。持ってきている。じゃあ、言ってよ。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。ご答弁できますか。

ちょっと休憩します。

午後0時15分休憩

午後0時20分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

財産管理担当部長。

○夏目財産管理担当部長 お時間を頂戴して、申し訳ありませんでした。

区としては、学識経験者の方に記録やそういった価値などを整理してもらうための調査をお願いすること自体は、今後、当然やっていただくことを前提に考えております。ただ、今回の申出に関しましては、やはりほかに調査の申出を頂いたときへの対応などもありますので、公平性の問題、それから区が主体的に計画を立てて調査を頂くという、それでさらに履行の確保をしなければなりませんので、そういった観点から、ご遠慮というか、ご辞退というか、お断りを申し上げたという形になります。

○岩佐委員長 はい。よろしいですかね。

○はやお副委員長 まあ、やるということね。

○岩佐委員長 はい。そうですね。よろしいですかね。はい。

それでは、ほかに委員の方から何かございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい、執行機関から何かございますか。大丈夫ですね。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまです。

午後0時21分閉会